

[総務課関係]

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱一部改正 新旧対照表(案)

改正後				現行			
別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (通則) 1～(交付の対象) 3 (略) (定義) 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (通則) 1～(交付の対象) 3 (略) (定義) 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター	児童福祉施設 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 妊産婦ケアセンター	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設	(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、平成11年1月7日雇児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所(平成20年度から繰越を行った事業に限る。) 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。) 妊産婦ケアセンター	第一種助産施設 第二種助産施設

(2)～(4) (略)			

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第5項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
(削除)		
キ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第	都道府県

庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター			
(2)～(4) (略)			

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設 <u>(保育所を除く。)</u>	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第5項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
カ <u>子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)</u>	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市、若しくは市町村
キ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第	都道府県

0823001号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知「母子保健医
療対策等総合支援事業の実施に
ついて」

(2)～(4) (略)

(2)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	
エ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」	
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8
(略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類のに掲げられて

0823001号厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知「母子保健医
療対策等総合支援事業の実施に
ついて」

(2)～(4) (略)

(2)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、学校法人（認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	
エ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」	
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8
(略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類のに掲げられて

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 乳児院 母子生活支援施設
② 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設
③ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
④ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
(削除)	
(削除)	

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保 育 所 (保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。)
② 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設 (保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。)
③ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
④ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
⑤ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	保 育 所 (平成20年度から繰越を行った事業に限る。)
⑥ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業とし	保 育 所 (平成20年度から

--	--

(交付金の概算払) 10 ~ (その他) 18
(略)

て行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第21号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	<u>繰越を行った事業に限る。）</u>
---	----------------------

(交付金の概算払) 10 ~ (その他) 18
(略)

別表 1 - 1

算 定 基 準
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買取のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

別表 1 - 1

算 定 基 準
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買取のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げ

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

る児童福祉施設（木造施設の
改築として行う場合）として
行う場合には別表2に掲げる
1グループケア当たり交付基
礎点数にグループケア数を乗
じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発
第0612005号厚生労働省雇用均
等・児童家庭局長通知「次世代
育成支援対策施設整備交付金に
おける一部改築及び拡張に係る
交付金の算出方法の取扱いにつ
いて」により算出されたものを
基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭
和37年法律第73号）第2条
第2項の規定に基づき指定され
た特別豪雪地帯に所在する場合
は、上記に定める方法により算
定されたものに対して0.08
を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支
給規則（昭和39年総理府令第
33号）別表1に掲げる地域
（国家公務員の寒冷地手当支給
地域）とする。）に所在する下
記に掲げる対象施設の体育施設
にあつては、1施設当たり
26,000点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業と
して行う場合には1施設当たり
28,610点数、地震対策緊急整備
事業計画に基づいて実施される
事業のうち、同法別表第1に掲
げる児童福祉施設（木造施設の
改築として行う場合）として行
う場合及び地震防災緊急事業五
箇年計画に基づいて実施される
事業のうち、同法別表第1に掲
げる児童福祉施設（木造施設の
改築として行う場合）として行
う場合には1施設当たり34,680

エ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発
第0612005号厚生労働省雇用均
等・児童家庭局長通知「次世代
育成支援対策施設整備交付金に
おける一部改築及び拡張に係る
交付金の算出方法の取扱いにつ
いて」により算出されたものを
基準とする。

オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭
和37年法律第73号）第2条
第2項の規定に基づき指定され
た特別豪雪地帯に所在する場合
は、上記に定める方法により算
定されたものに対して0.08
を乗じて得たものを加算する。

カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支
給規則（昭和39年総理府令第
33号）別表1に掲げる地域
（国家公務員の寒冷地手当支給
地域）とする。）に所在する下
記に掲げる対象施設の体育施設
にあつては、1施設当たり
25,550点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業と
して行う場合には1施設当たり
28,110点数、地震対策緊急整備
事業計画に基づいて実施される
事業のうち、同法別表第1に掲
げる児童福祉施設（木造施設の
改築として行う場合）として行
う場合及び地震防災緊急事業五
箇年計画に基づいて実施される
事業のうち、同法別表第1に掲
げる児童福祉施設（木造施設の
改築として行う場合）として行
う場合には1施設当たり34,070

点数を基準とする。
 (対象施設)
 婦人保護施設、児童養護施設、
 情緒障害児短期治療施設、児童
 自立支援施設

ク 地域に密着した独自の事業を
 実施するための場等を確保する
 整備であって、平成20年6月
 12日雇児発第0612008号厚生労
 働省雇用均等・児童家庭局長通
 知「次世代育成支援対策施設整
 備交付金における地域福祉の推
 進等を図るためのスペース(地
 域交流スペース)の整備につい
 て」に定める基準に適合する整
 備を行うときは、別表2に定め
 る交付基礎点数を基準とする。

特殊附帯工 事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工 事費又は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	ア 別表2に掲げる1単位当たり 交付基礎点数を基準とする。 イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭 和37年法律第73号)第2条 第2項の規定に基づき指定され た特別豪雪地帯に所在する場合 は、上記に定める方法により算 定されたものに対して0.08 を乗じて得たものを加算する。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設 整備に必要な賃借料、工事費 又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表1-2 (略)

点数を基準とする。
 (対象施設)
 婦人保護施設、児童養護施設、
 情緒障害児短期治療施設、児童
 自立支援施設

特殊附帯工 事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工 事費又は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設 整備に必要な賃借料、工事費 又は工事請負費

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された算定基準を適用する。

別表1-2 (略)

別表 2

交付基礎点数表

	単 位	交付基礎点数表			
		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,140	2,040	1,940	1,840
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
初度設備相当加算	1人当たり		44		
助産施設本体	1人当たり	2,590	2,470	2,350	2,220
初度設備相当加算	1人当たり		284		
乳児院本体	1人当たり	1,650	1,570	1,490	1,420
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		44		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		22		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,600	1,520	1,450	1,370
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480	450	430	410
初度設備相当加算	1人当たり		39		
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,880	5,600	5,320	5,040
初度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,240	3,090	2,930	2,780
初度設備相当加算	1世帯当たり		39		
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	820	780	740	700
初度設備相当加算	1人当たり		13		

別表 2

交付基礎点数表

	単 位	交付基礎点数表			
		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	1,770	1,680	1,600	1,520
初度設備相当加算	1人当たり		44		
助産施設本体	1人当たり	2,550	2,430	2,310	2,190
初度設備相当加算	1人当たり		279		
乳児院本体	1人当たり	1,620	1,550	1,470	1,390
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		44		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		22		
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480	450	430	410
初度設備相当加算	1人当たり		39		
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1世帯当たり		44		
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1世帯当たり		39		
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	810	770	730	690
初度設備相当加算	1人当たり		13		

児童養護施設本体	1人当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模2'ル-2'ケ7整備加算	1グループ エ当たり	3,850	3,680	3,500	3,310
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等 加算	1人当たり	920	880	840	790
初度設備相当加算	1人当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室 等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
乳児を受け入れるためのほふく室又は 保育室等を整備する場合	1人当たり	170	160	150	150
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,960	2,810	2,670	2,530
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模2'ル-2'ケ7整備加算	1グループ エ当たり	3,570	3,400	3,230	3,060
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,230	19,270	18,300	17,340
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
通所部門整備加算	1人当たり	1,250	1,190	1,130	1,070
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,510	3,340	3,180	3,010
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模2'ル-2'ケ7整備加算	1グループ エ当たり	4,120	3,920	3,730	3,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
通所部門整備加算	1人当たり	1,250	1,190	1,130	1,070
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,010	7,630	7,250	6,870
職員養成施設本体	1人当たり	1,380	1,320	1,250	1,190
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,550	3,380	3,220	3,050
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,230	3,080	2,930	2,770
初度設備相当加算	1人当たり	44			

児童養護施設本体	1人当たり	2,470	2,350	2,230	2,120
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等 加算	1人当たり	920	870	830	780
初度設備相当加算	1人当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室 等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
乳児を受け入れるためのほふく室又は 保育室等を整備する場合	1人当たり	170	160	150	150
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,910	2,770	2,630	2,490
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,870	18,930	17,980	17,030
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,450	3,280	3,120	2,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	7,880	7,500	7,130	6,750
職員養成施設本体	1人当たり	1,370	1,300	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,500	3,330	3,160	3,000
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,190	3,030	2,880	2,730
初度設備相当加算	1人当たり	44			

妊産婦ケアセンター	1人当たり	5,880	5,600	5,320	5,040
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3,240	3,090	2,930	2,780
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,140	2,040	1,940	1,840
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
保育室整備加算	1人当たり	580	550	530	500
学習室整備加算	1人当たり	580	550	530	500
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,360	3,200	3,040	2,880
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年8月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

妊産婦ケアセンター	1人当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,120	2,010	1,910	1,810
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
保育室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
学習室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,300	3,150	2,990	2,830
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助 産 施 設 本 体	1人当たり	3,890
初度設備相当加算	1人当たり	440
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,200
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	60
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30
小規模2.5㎡以上整備加算	1グループ 1人当たり	2,130
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,570
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	640
初度設備相当加算	1人当たり	50
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	550
病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	780
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,830
初度設備相当加算	1世帯当たり	70
心理療教室整備加算	1施設当たり	19,760
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4,870
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	880
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,230
初度設備相当加算	1人当たり	20

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助 産 施 設 本 体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算	1人当たり	440
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	60
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,260
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	640
初度設備相当加算	1人当たり	50
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	550
病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	770
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,690
初度設備相当加算	1世帯当たり	70
心理療教室整備加算	1施設当たり	19,420
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4,800
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等 を整備する場合	1人当たり	860
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,220
初度設備相当加算	1人当たり	20

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,850	2,720	2,580	2,440
初度設備相当加算	1人当たり	312			
乳児院本体	1人当たり	1,820	1,730	1,640	1,560
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	49			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24			
小規模24時間保育所整備加算	1施設当たり	1,760	1,670	1,580	1,510
心理療教室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	500	470	450
初度設備相当加算	1人当たり	43			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	450	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,470	6,170	5,860	5,550
初度設備相当加算	1世帯当たり	49			
心理療教室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,570	3,400	3,230	3,060
初度設備相当加算	1世帯当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	900	860	810	770
初度設備相当加算	1人当たり	15			

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,810	2,680	2,540	2,410
初度設備相当加算	1人当たり	307			
乳児院本体	1人当たり	1,790	1,700	1,620	1,530
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	49			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24			
心理療教室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	500	470	450
初度設備相当加算	1人当たり	43			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	450	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,370	6,070	5,760	5,460
初度設備相当加算	1世帯当たり	49			
心理療教室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,520	3,350	3,180	3,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	880	850	810	760
初度設備相当加算	1人当たり	15			